

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 1 2 日

公益社団法人 日本建築士会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日決定、令和 3 年 7 月 8 日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

基本的対処方針を踏まえ、各都道府県等に対し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく業務の実施にあたって留意すべき事項等について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 横田、糸山

TEL : 03-5253-8513

国住指第1284号
令和3年7月12日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年7月8日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮した業務の実施については、令和3年6月21日付け国住指第1192号により既に通知しておりますが、基本的対処方針を踏まえ、改めて下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による対応等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

特に以下の法に基づく手続きについても、電子申請又は郵送による対応も実施することが可能と考えられますので、同様に感染予防に最大限配慮していただきますようお願い申し上げます。

- ・法第5条の2（建築士の住所等の届出）
- ・法第8条の2（建築士の死亡等の届出）
- ・法第23条（建築士事務所の登録及び更新）
- ・法第23条の5（建築士事務所の変更の届出）
- ・法第23条の6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・法第23条の7（建築士事務所の廃業等の届出）

なお、電子申請については「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28日付国住指第3404号）で通知した通り、押印を求める手続の見直し等を行っております。当該通知に基づき、電子申請による対応に積極的に取り組むようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 横田、糸山

TEL : 03-5253-8513